

『速旅 SA・PA お買物券付きドライブプラン』利用規約

<周遊エリア内乗り放題コース用>

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める高速道路のサービスエリアで利用できる有効期間1か月間のお買物券（以下「お買物券」といいます。）の購入が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び中日本エクシス株式会社が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2021年5月6日（木）から2021年12月26日（日）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表3に定める高速定額利用期間（コース毎に別表3に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、お買物券は本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間に引換えることができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。）
- 2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへのお申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用可能期間中における最初の出口インターチェンジを通過する時までに当社公式WEBサイトから行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。

2 お買物券料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。

6 利用日にコンシェルジュカウンターにてスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書を提示し係員の指示に従ってください。

7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一であるお申し込みはできません。同一期間のお申し込みした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

2 お申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで「速旅」会員専用「マイページ」から変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。

3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（お買物券の引換及び利用方法）

第8条 申込者はお買物券引換日に別表2及び申込確認書に定めるいずれかの引換施設のコンシェルジュカウンターにてスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書を提示し、係員の指示に従いパスワード番号入力し画面認証した後にお買物券を引換えすることができます。

2. スマホ・タブレットでの画面認証が必要なサービスとなりますので、申込確認書の提示のみではお買物券を引換えすることはできません。

3 スマホ・タブレットを忘れた場合又は引換日の変更を希望される場合は、その旨を別表2及び申込確

認書に定める引換施設のコンシェルジカウンターにお申し出て、係員の案内に従ってください。

4 お買物券は、高速道路のサービスエリアでご利用できる2,000円分（1,000円券×2枚）、3,000円分（1,000円券×3枚）、4,000円分（1,000円券×4枚）又は5,000円分（1,000円券×5枚）のお買物券で、ご利用できるサービスエリア及び特典については別表1のとおりです。

5 お買物券の返金、換金、譲渡はできません。また購入時のおつりはできません。

6 お買物券の有効期間は引換日より1か月間となり、有効期限を超えたお買物券は返金やご利用はできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表4に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表3に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とお買物券料金を分けて請求いたします。なお、お買物券にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 お買物券料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。

三 利用可能期間以外の日に入国インターチェンジを流入及び出国インターチェンジを流出したとき。

四 利用可能期間に入国インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出国インターチェンジを流出しなかったとき。

五 周遊通行以外の通行を行ったとき。

六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の

経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされた ETC 車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申込時に登録した 1 枚の ETC カードを利用可能期間に 2 台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効な ETC カードを登録していること。

二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 お申し込み時に登録した ETC カードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（お買物券引換の拒否）

第 15 条 次の各号の一に該当するときはお買物券引換えをお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき。

二 第 8 条第 1 項に定めるスマホ・タブレット画面認証での引換以外でお買物券を引換えするとき。

三 第 8 条第 1 項に定めるサービスカウンターにてスマホ・タブレット画面を提示した際に、引換完了経過時間が 30 分を経過した場合、スマホ・タブレット画面表示の時間表示が点滅していない場合及び既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされている場合。

四 すでに交換を行っているとき。

五 第 16 条に規定する解約を行ったとき。（なお交換をした場合は、お買物券料金を請求します）

（解約等）

第 16 条 本プランのお申し込み者は、利用可能期間の最初の入口インターチェンジを通過する前まで（ただし、申込時に登録を行う利用開始日の 24 時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又はお買物券のお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

一 周遊通行を行わなかった場合（第 14 条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第 8 条に定めるお買物券の引換えを受けなかった場合は、高速定額利用とお買物券とも遡って解約がされたものとします。

二 周遊通行を行わなかった場合（第 14 条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第 8 条に定めるお買物券の引換えをした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとします。

3 周遊通行を行った場合は、お買物券引換えの有無にかかわらず、お買物券料金の払戻しをいたしません（当社又は中日本高速道路株式会社の責による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出があった場合に限り、お客さまの指定日、指定場所のコンシェルジュカウンターにおいて引換をいたします。もしくはお客様の指定される住所に中日本エクス株式会社からお買物券を配送いたします。この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。

また、お申し出の有効期間は利用日から2か月間、配送されたお買物券の有効期間は発送日から1か月間となります。

4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金とお買物券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報保護）

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第8条に定める方法によりお買物券を引換するための手続に必要な範囲内で、中日本エクス株式会社に対し、本プランを申込されたお客さまの氏名、申込プラン名称、利用日、メールアドレスを提供いたします。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

（規約の変更）

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表１：お買物券の利用可能な高速道路のサービスエリア及び特典

中日本エクシス(株)が管理する、下表のサービスエリア・パーキングエリアのショッピングコーナー、レストラン等でご利用いただけます。ただし、コンビニエンスストアや券売機など一部店舗で利用できない場合があります。詳細は、お買物券の記載内容をご確認ください。

エリア名	特典
【圏央道】 厚木（内外） 【東名高速】 港北（上下）海老名（上下）中井（上下）鮎沢（上下）足柄（上下）駒門（上下）愛鷹（上下）富士川（上下）由比（上）日本平（上下）日本坂（上下）牧之原（上下）小笠（上下）遠州豊田（上下）三方原（下）浜名湖（集約）新城（下）赤塚（上）美合（上下）豊田上郷（上下）東郷（上下）守山（上下） 【新東名高速】 駿河湾沼津（上下）清水（集約）静岡（上下）藤枝（上下）掛川（下）遠州森町（上下）浜松（上下）長篠設楽原（上下）岡崎（集約） 【中央道】 石川（上下）藤野（上）談合坂（上下）谷村（上下）初狩（上下）釈迦堂（上下）境川（上下）双葉（上下）ハヶ岳（上下）中央道原（下）諏訪湖（上下）辰野（上）小黒川（上下）駒ヶ岳（上下）神坂（上下）恵那峡（上下）屏風山（下）虎渓山（上）内津峠（上下） 【長野道】 みどり湖（上下）梓川（上下） 【北陸道】 神田（上下）賤ヶ岳（上下）杉津（上下）南条（上下）北鯖江（上下）女形谷（上下）尼御前（上下）徳光（上下）不動寺（上下）小矢部川（上下）呉羽（上下）有磯海（上下） 【名神高速】 尾張一宮（上下）養老（上下）伊吹（上下）多賀（上下） 【新名神高速】 鈴鹿（集約） 【東海北陸道】 関（上）長良川（下） 【東名阪道】 大山田（上下）御在所（上下）亀山（上下） 【伊勢道】 安濃（上下）嬉野（上下） 【紀勢道】 奥伊勢（上下） 【小田原厚木道路】 大磯（上）小田原（下） 【西湘バイパス】 西湘（上下）	対象施設にて割引・特典サービス付き ※詳細は当社ホームページにてご確認ください

別表１－２：お買物券の利用可能な施設と対象商品

下表の対象施設で対象商品にご利用いただけます

対象施設	対象商品
テラスゲート土岐（土岐市）のうち、NEXCO 中日本開発(株)が運営する「土岐よりみち温泉」	店頭レジで支払する商品・サービス

別表２：お買物券の引換可能な高速道路のサービスエリア

道路名	エリア名	上下	引換時間	
東名高速道路	海老名ＳＡ	上り線	平日 ８：００～１９：００	休日 ８：００～２１：００
		下り線	平日 ８：００～１９：００	休日 ８：００～２０：００
	足柄ＳＡ	上り線	平日 ８：００～１９：００	休日 ９：００～２０：００
		下り線	平日 ７：００～１７：００	休日 ７：００～１７：００
	富士川ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ８：００～１８：００
		下り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ９：００～１９：００
	浜名湖ＳＡ	上下集約	平日 ９：００～１８：００	休日 ８：００～１９：００
	豊田上郷ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１７：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１７：００
新東名高速道路	駿河湾沼津ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ８：００～１８：００
		下り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ８：００～１８：００
	浜松ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１８：００
		下り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ９：００～１８：００
	岡崎ＳＡ	上下集約	平日 ８：００～１８：００	休日 ８：００～１９：００
中央自動車道	談合坂ＳＡ	上り線	平日 ９：００～２０：００	休日 ８：００～２１：００
		下り線	平日 ７：００～１７：００	休日 ７：００～１８：００
	双葉ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１７：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ８：００～１７：００
	諏訪湖ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１８：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ８：００～１７：００
	恵那峡ＳＡ	上り線	平日 ８：００～１７：００	休日 ８：００～１７：００
		下り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ８：００～１８：００
長野自動車道	梓川ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１７：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１７：００
名神高速道路	養老ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１９：００	休日 ８：００～１９：００
		下り線	平日 ８：００～１８：００	休日 ８：００～１８：００
東名阪自動車道	御在所ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ８：００～１８：００
		下り線	平日 ８：００～１７：００	休日 ７：００～１７：００
伊勢自動車道	安濃ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１７：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ８：００～１７：００
東海北陸自動車道	関ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１８：００	休日 ９：００～１８：００
	長良川ＳＡ	下り線	平日 ８：００～１６：００	休日 ８：００～１６：００
北陸自動車道	賤ヶ岳ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１８：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ８：００～１７：００
	南条ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１８：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１７：００
	尼御前ＳＡ	上り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ９：００～１８：００
		下り線	平日 ９：００～１７：００	休日 ８：００～１７：００

別表 3：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	お買物券引換日 (※1)	
						引換日	引換時間
発着なし 八王子・河口湖・ 沼津周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	B	<u>5,400 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,400 円 お買物券分 3,000 円	<u>4,900 円</u> (内訳) 高速定額利用分 1,900 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 八王子・諏訪 周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	D	<u>6,900 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,900 円 お買物券分 3,000 円	<u>6,100 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,100 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 八王子・安曇野 周遊エリア SAPA お買物券 (4,000 円分)	—	F	<u>9,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,600 円 お買物券分 4,000 円	<u>8,400 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,400 円 お買物券分 4,000 円	お客さま が指定す る 3 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 愛知・浜松 周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	I	<u>7,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,600 円 お買物券分 3,000 円	<u>6,700 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,700 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 岐阜・松本 周遊エリア SAPA お買物券 (5,000 円分)	—	J	<u>11,200 円</u> (内訳) 高速定額利用分 6,200 円 お買物券分 5,000 円	<u>10,000 円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,000 円 お買物券分 5,000 円	お客さま が指定す る 3 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 岐阜・福井・石川 周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	K	<u>10,100 円</u> (内訳) 高速定額利用分 7,100 円 お買物券分 3,000 円	<u>8,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,600 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 3 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	お買物券引換日 (※1)	
						引換日	引換時間
発着なし 三重県域 周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	L	<u>7,100 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,100 円 お買物券分 3,000 円	<u>6,300 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,300 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 静岡全域 周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	N	<u>7,900 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,900 円 お買物券分 3,000 円	<u>6,900 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,900 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 静岡・安曇野 周遊エリア SAPA お買物券 (4,000 円分)	—	O	<u>9,400 円</u> (内訳) 高速定額利用分 5,400 円 お買物券分 4,000 円	<u>8,300 円</u> (内訳) 高速定額利用分 4,300 円 お買物券分 4,000 円	お客さま が指定す る 3 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 小浜・片山津 周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	P	<u>6,300 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,300 円 お買物券分 3,000 円	<u>5,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,600 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり
発着なし 三重県域南部 周遊エリア SAPA お買物券 (3,000 円分)	—	Q	<u>6,200 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,200 円 お買物券分 3,000 円	<u>5,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,600 円 お買物券分 3,000 円	お客さま が指定す る 2 日間	左記 のうち 1 日	別表 2 のとおり

※1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表４：高速定額利用（周遊エリア）

番号	区間名
B	・ 東名高速道路(横浜町田 IC～愛鷹スマート IC) ・ 新東名高速道路(海老名南 JCT～秦野 IC(仮称)(※1)、新御殿場 IC～駿河湾沼津スマート IC) ・ 中央自動車道(八王子 IC～笛吹八代スマート IC、大月 JCT～河口湖 IC) ・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～寒川南 IC) ・ 東富士五湖道路(全線)
D	・ 中央自動車道(八王子 IC～諏訪 IC、大月 JCT～河口湖 IC) ・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～相模原愛川 IC) ・ 中部横断自動車道(六郷 IC～双葉 JCT) ・ 東富士五湖道路(全線)
F	・ 中央自動車道(八王子 IC～伊北 IC、大月 JCT～河口湖 IC) ・ 首都圏中央連絡自動車道(八王子西 IC～相模原愛川 IC) ・ 長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・ 中部横断自動車道(六郷 IC～双葉 JCT) ・ 東富士五湖道路(全線)
I	・ 東名高速道路(浜松 IC～小牧 IC)(※2) ・ 名神高速道路(小牧 IC～大垣 IC) ・ 新東名高速道路(浜松浜北 IC～豊田東 JCT、三ヶ日 JCT～浜松いなさ JCT) ・ 伊勢湾岸自動車道(豊田東 JCT～湾岸長島 IC) ・ 中央自動車道(小牧 JCT～恵那 IC) ・ 東海北陸自動車道(一宮 JCT～美濃 IC) ・ 東海環状自動車道(豊田東 JCT～関広見 IC)
J	・ 東名高速道路(岡崎 IC～小牧 IC)(※2) ・ 名神高速道路(小牧 IC～岐阜羽島 IC) ・ 新東名高速道路(岡崎東 IC～豊田東 JCT) ・ 伊勢湾岸自動車道(豊田東 JCT～豊田南 IC) ・ 中央自動車道(小牧 JCT～諏訪南 IC) ・ 長野自動車道(岡谷 JCT～安曇野 IC) ・ 東海北陸自動車道(一宮 JCT～飛騨清見 IC) ・ 東海環状自動車道(豊田東 JCT～山県 IC) ・ 安房峠道路(全線)
K	・ 名神高速道路(小牧 IC～彦根 IC) ・ 北陸自動車道(米原 JCT～高岡砺波スマート IC) ・ 東海北陸自動車道(一宮 JCT～小矢部砺波 JCT)(※3) ・ 舞鶴若狭自動車道(敦賀 JCT～敦賀南スマート IC) ・ 東海環状自動車道(富加関 IC～山県 IC、大野神戸 IC～養老 IC)

番号	区間名
L	・ 東名阪自動車道（名古屋西 JCT～伊勢関 IC） ・ 伊勢自動車道（伊勢関 IC～伊勢 IC） ・ 伊勢湾岸自動車道（名港中央 IC～四日市 JCT） ・ 紀勢自動車道（勢和多気 JCT～紀伊長島 IC） ・ 新名神高速道路（四日市 JCT～甲賀土山 IC、亀山 JCT～亀山西 JCT） ・ 東海環状自動車道（新四日市 JCT～大安 IC）
N	・ 東名高速道路（足柄スマート IC～豊川 IC） ・ 新東名高速道路 （新御殿場 IC～新城 IC、清水 JCT～新清水 JCT、三ヶ日 JCT～浜松いなさ JCT） ・ 中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC）
O	・ 東名高速道路（富士 IC～焼津 IC） ・ 新東名高速道路（新富士 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT） ・ 中央自動車道（甲府南 IC～駒ヶ岳スマート IC） ・ 長野自動車道（岡谷 JCT～安曇野 IC） ・ 中部横断自動車道（新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT）
P	・ 北陸自動車道（木之本 IC～片山津 IC） ・ 舞鶴若狭自動車道（敦賀 JCT～小浜 IC）
Q	・ 東名阪自動車道（四日市 IC～伊勢関 IC） ・ 伊勢自動車道（伊勢関 IC～伊勢 IC） ・ 紀勢自動車道（勢和多気 JCT～紀伊長島 IC） ・ 新名神高速道路（菰野 IC～甲賀土山 IC、亀山 JCT～亀山西 JCT）

※1 伊勢原大山 IC～秦野 IC(仮称)間は、開通後からご利用いただけます。

※2 名古屋瀬戸道路の日進 JCT～長久手 IC 間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。

※3 能越自動車道（小矢部砺波 JCT～高岡 IC）をご利用の場合、本プランの料金とは別に能越自動車道の通行料金が必要です。